

## 〈第8報告〉

# 「皇室」に関する日本の政策

## ——日本の皇室制度と韓国併合後の旧韓国皇室の処遇、

### 「満洲国」帝室のあり方——

伴 ゆりな

本日の報告は皇室に関する日本の政策とありますが、日本の皇室に関する日本の政策、韓国併合後の旧韓国皇室をどのように処したかということ、それから「満洲国」の帝室をどのように作ったか、という話になります。まず、日本の話からになりますが、日本の場合は、1889年、大日本帝国憲法と並ぶ国家の根本法として、皇室典範を制定しました。1907年に皇室典範の増補が行われて、このとき「公式令」というものが制定されて、特に皇族については、一般の人々、一般臣民とは異なる法、皇室令によってそれぞれ規定して、それによって処遇するというような原則が定められました。この皇室令というのは、例えば、裁判に関して皇族裁判令があるように、それぞれについて皇族に別の規定を設けるという制度が出来ました。日本の皇室制度をまとめると、89年に出た皇室典範、その後に皇室典範増補が二度行われるのですが、それと今言ったような各皇室令によって日本の皇室制度が成り立っていると言えます。次に、「満洲国」との関連で特に押さえておいて貰いたいのは、第二次大戦期には天皇というものを特に神格化して国家のために人々が戦って死ぬということをも美化することによって戦争に駆り立てるシステムが作られたということです。その象徴と言えるのが、天皇の写真、御真影というもの、それから天皇の教育勅語を奉読するなどによって、人々に、国家のための死を刷り込むような政策が作られました。

次に韓国の皇室についてお話します。1910年に韓国併合が行なわれたわけですが、このとき旧韓国皇室の成員は、王族と公族、合わせて王公族と称したりしますが、王族、公族とされて、併合時には皇族相当、日本の皇族と同じような礼遇が与えられると約束されました。併合時に、王公族に関しては、特に別に規定を設けるというようなことが詔書によって示されたのですが、その特別規定というのは、1926

年、大正15年になって制定されました。それが王公家軌範というものです。王公家軌範の内容というのは、王公族は日本の皇族に準じて、一般臣民とは異なる優遇された法、これが王公家軌範ですが、それによって処遇されるというものでした。大正7年の時点で、このような王公家軌範は成立しないという危機に瀕したことがありました。そのときの、なぜ「成立しない」という方向になったのかということは、今回は申し上げませんが、韓国に関してどのように処遇するかという韓国観の問題だけではなくて、日本の制度をそれによって変化させるのか否かという問題があり、一旦危機に瀕しますが、最終的には大正15年に王公家軌範の制定によって、日本の国内において特別規定を設けられるのが、皇族だけではなくて、王公族も特別に扱われるという制度となりました。王公族の制度というのは、今述べたような王公家軌範によって規定されたわけですが、その王公家軌範の内容というのは皇室典範の内容と各皇室令の内容を全部併せ持つもの、ほとんど同じ条文を持つような一つの法規として規定されることになりました。旧韓国皇室と日本の皇室との血縁関係ですが、日本の皇族の梨本官方子という人が王族の李垠に婚嫁するという血縁関係があります。

次に「満洲国」についてですが、韓国について私は修論で扱ったのですが、「満洲国」については卒論で扱いました。1932年、清朝最後の皇帝溥儀を、「満洲国」の執政に就任させます。34年に帝政を実施して、このとき溥儀は執政から皇帝に即位することになりました。その「満洲国」の制度ですが、大日本帝国憲法に倣った、憲法に相当するような「組織法」というものと、皇室典範を模倣して作った「帝位継承法」というものが作られました。この皇帝溥儀に関しては、日本の天皇の神格化と同じように、皇帝として溥儀を神格化するという政策が採られます。

たとえば、日本の皇室は象徴の花として菊の花というものをもっていますが、それに相当するものを何か作ろうということで、蘭の花をそれに指定して、普及させようという計画、それから日本の天皇が各地に行幸したのと同様に溥儀を各地に行幸させようという計画、あるいは教育勅語の奉読と同様に、「回鑾訓民詔書」というものを溥儀の名前で出して、それを奉読する、また御真影のように、溥儀の写真を御容と称してそれを奉安殿に納める、といったことが行われます。「満洲国」では皇帝崇拝、溥儀の崇拝と天皇崇拝の儀礼というものは、たとえば学校の式日などで、同時に行われる、併用して行われるわけですが、これが戦争が激しくなってくるに連れて、

次第に天皇崇拝の様相を強めていきます。「満洲国」帝室の制度をまとめると、先ほど述べたように組織法と帝位継承法によって規定されますが、韓国の制度と異なる点は、かなり形式的だったと言えます。実際に運営されるかどうかということではなくて、形の上で組織法と帝位継承法を作りました。それは天皇崇拝を模倣して同じようなシステムで皇帝崇拝というシステムを作った。日本皇室との血縁関係としては、溥儀の弟である溥傑と日本の華族、嵯峨浩との結婚が指摘出来ると思います。日本が、日本の皇室、韓国の皇室、「満洲国」の帝室に対して、それぞれどのような政策を用いたのかというのが私の関心のテーマです。

#### ◇ 質疑応答

**フロアー（お茶）**：皇帝崇拝、天皇崇拝というのが、韓国では行われなかったんですか。

**報告者**：そうですね。一応「満洲国」というのは独立国として皇帝を設定したけれども、韓国の場合は併合してしまっただけで、天皇崇拝でした。

**フロアー（淑明）**：私は日本の天皇に対して質問したいのですが、1945年に裕仁天皇の人間宣言以降、日本の天皇の力はやっぱり弱くなりましたね。けれども明治時代の政府の努力の跡は、今もあると私は思いますけれども、日本の国民は日本の天皇についてどう思っていますか？

**報告者**：それは日本の国民にも色々いますので。

**フロアー（淑明）**：一般的に、というのはどうでしょうか。

**報告者**：一般的に、というのは言いがたいものがあって、右翼の人と左翼の人と、どちらでもない人がいます。やはり精神的に中心を求める人々、かつてのような天皇崇拝のシステムを欲しがらる層、というのは勿論います。教育の場では、ややそうではない、天皇崇拝というそのシステムが戦争に駆り立てた、勿論韓国や植民地の人々を苦しめたのもそのシステムだし、日本の人々もそのために死んでしまったわけですから、それはよくない、ということで否定的です。本当にすごく否定的な考えの人だと、天皇制がなぜ残っているのか、と、天皇制をなくしてしまいたいという層もいます。一般的にはと言えるかどうかは分からないけれども、割と皇室に対しては親しみを抱いている人々が多いですね。

**フロアー（淑明）**：でも60年前はやはり、天皇家という存在は国民にとって神様のような存在だったんじゃないですか？

**報告者**：神様のような存在だと本当に信じていた人もいますし、神様のような存在であろうとしている、そういう制度を作ろうとしている政府の意思だ、これは幻想であると理解していた人もいます。

**フロアー（淑明）**：私が気になった部分は、私の考えでは、

今も政府として、天皇とか民族主義とか、日本には、そのような動きがあると思われまうけれども、それに対して。

**報告者**：どういう反応があるのか？ 危機感を持っている人がやはり多いと思います。

**フロアー（お茶）**：私の家だけなのかもしないですが、私の母とかは、皇室番組とかが大好きなんです。それはただ皇族の方々を崇拝するという意味ではなく、ファッションセンスとか、生活スタイルのオピニオンリーダーとして、皇室を真似るとか、韓流のあれのように（笑）そういう形で位置付けているという人もいます。

**報告者**：そういう層はかなり多いですね。テレビでロイヤルファミリーとして皇室の日常を報道しているの。

**フロアー（淑明）**：それは、ナショナリズムとしての意識ではなくて、ただのドラマとか、マスコミ。それだったらあの、私も「大奥」とか好きなので（笑）

**フロアー（お茶）**：表現がおかしいかもしれませんが、一種のブランドに近い。

**報告者**：ブランドであり、アイドル。

**司会**：タレントではないのだけれど、芸能人ではないのですが、憧れの対象。品の高いものを保っている。

**フロアー（お茶）**：誰でも、とは絶対に表現出来ないけれど、拝んだりする対象としている人はほとんどないのではと思うのですが。ただ、まさに色々な人がいます。

**フロアー（お茶）**：こういうのを定めるというのは、誰が定めるのですか？ 皇室の政策をやっているのは。天皇自身ですか？ それともどこかの誰かが。

**報告者**：天皇自身は、やはり言えない。日本の場合は明治新国家を作ろうとした伊藤博文が中心になって、その系譜で。伊藤が最初に作って、組織としてその仲間たち、みたいな。

**フロアー（お茶）**：じゃなくて人物は？ 個人の人物で動いていたわけじゃなくて、組織としてどの組織がこうい

うことをしたのかということとは？

**報告者**：実は満洲国に関しては、卒論当時にそこまで関心がちょっと及ばなかったもので、はっきり誰が、とは言えないのですが、関東軍の人がやったと思うんですね。ただ誰がというのは、神格化に関しては関東軍の人がしたとはっきり言えるのですが、組織法とか帝位継承法というのを誰が作ったのかは実は私は調べないままでした。韓国に関しては、宮内省下に設けられた組織がやっています。宮内省のもとに当時の法曹界の非常に法学の分野に強い人たちを特に揃えて、かなり力を入れて作ったものです。

**フロアー（お茶）**：天皇個人の意見などは全く反映されない？こうしたいなあとか。

**報告者**：この制度を作った、王公家軌範だったら王公家軌範を作った人の個人的な意思は勿論ある程度反映されていると思いますが、天皇個人の意思を反映することは無理かと思います。

**フロアー（お茶）**：組織としては、今言った、宮内省下の皇室制度審議会というのがあった。その調査会の案が枢密院というところで吟味されて、そこで決まるということが基本的な決定のシステムですね。枢密院というのは、議会とは全く別に作られた機関で、法律上の憲法的な根拠はないけれど、事実上こういう問題に関しては関係している。一つだけ、大正7年、1918年に、王公家軌範が一回議論されて、不成立になったという話がありましたね。その段階で不成立になって8年後に成立した、その違いは何なのですか？

**報告者**：今のお話ですけれども、王公家軌範を作ろうという動きは、1910年の詔書によって、何か法律を定めるということはありませんでした。実際に成立したのは1926年なのですが、大正7年、この間に、一度成立させようとして、王公家軌範そのものは作ったのだけれど、それが枢密院によって否定されてしまうということがありました。その理由なのですが、枢密院側が反対した理由と言うのは、王公族に対して、一般臣民とは異なる法をつくり優遇を与えるということは、当時の日本の制度からしてみれば、法的な根拠がなかったんですね。つまり、日本の皇族に関しては、一般臣民と異なる法を作ること、1907年の皇室典範増補と公式令の制定によって合法であった、法的に正しかったのですが、王公族に対してそのような特別法を設けるというのは、法的な根拠がないとして、表向きとあえずそういう理由で、枢密院は王公家軌範案を否定したわけです。

**フロアー（お茶）**：で、どうしてそれが8年後に。

**報告者**：法的に合法にするためには、議会に一旦かけて、それが合法になりますよ、という法を作って、その法を作った上で、王公家軌範を成立させるという方法もあったのですが、議会にかけると言うことは、議会の反対にあうということで、当時の状況では王公族に対して特別優遇法を設けるというのは、議会にかけたら成立は見込めなかった、というのが一つの理由だと思います。もう少し理由があるかもしれませんが...

**フロアー（淑明）**：今の話、それは建前だと思うのですが。

本当の、真の理由があるんじゃないですか？

**報告者**：枢密院が反対した真の理由？

**フロアー（淑明）**：そうです。法的な根拠がないということで成立出来なかったことは、多分建前の理由で。

**報告者**：そうですね。先行研究では、建前であって、やはり日本の皇室を守るという意味で否定しているというように捉えているんですけど。

**フロアー（お茶）**：大正7年に否定されて1926年には認められたということは、その間に日本の皇室制度に対する見方がかなり大きく変化しているということになりますね。

**報告者**：韓国に対する見方も変化していると思います。

**フロアー（淑明）**：政策の変化になるんじゃないかと私も思うんですけど。ちょうどあの、18年から26年まで、19年にいわゆる三・一運動というのがあって、政策ががらりと変わるんです。それまでは力で押し付けたわけなのですけれど。

**報告者**：武断政治から文治政治へ、という。

**フロアー（淑明）**：言葉で言うと、文治主義と言いますか。

**報告者**：初期の武断政治から文治政治へと変化したということですね。

**フロアー（淑明）**：そうです。それでやわらかくなるわけですね。そういう流れも影響を及ぼしたと思います。それだけではなかなか済まないものもあるんですね。流れが変わったから、それが成立出来るとは。もうちょっと具体的にありと思うんですけど。確かに、10年の併合の時を見ても、そのとき韓国は「大韓帝国」と言っていて当事者は皇帝だったんですよ。それが却下されるんですね。18年の、それが成立出来ないことも、多分そこからの認識が続いていたと思うんです。日本の皇室とはちょっと違うのだという、これは一般平民に近い存在だということ。この時期に、昔の韓国の皇室をどのように扱うかということはおそらく議論があるんですよ。古代の百済が滅亡してから来た百済の王族に関する扱い、それも見ているんですね。それで色々考えられている。でもね...

**フロアー（お茶）**：日本帝国のシステムというか制度、枠組そのものにかかってくる非常に大きな問題だと思うんですね。皇室をどのように規定するのかということ。だから、それが1910年代と20年代とで大きく変わっているとすれば、日本の国家的枠組そのもの自体が、かなり大きな変化が生じているというふうにも考えることも出来るわけで、そういうところにまで意識を働かせておいて、この問題を考えるべきだと思います。制度の問題というのは単なる法律を作るとか、あるいは規範を作ると言うことだけではなくて、やはり日本そのもののあり方が大きく変わったのだと言うことを象徴しているという意味もあると思います。そこをきちんと押さえておく必要があると思います。それが30年代に入って「満洲国」になると、また変わってくる。単にこう並べるのではなくて、時代の中でその変化を比較しないといけないのではないのでしょうか。

**フロアー（淑明）**：「満洲国」と韓国の場合をこういうふうにと並べてみると、昔のものがそのまま来ていますね。

中国は隣国に設定されている。同じレベルの国。韓国はいわゆる朝鮮、下にある隷属的な、朝貢するという、それがそのまま。そういう認識が働いていたということが感じられますね。

**司会**：三日間にわたる、実りある議論、これを是非活かして欲しいと思います。これで自主ゼミを終わらせていただきます。ありがとうございました。

ばん ゆりな／お茶の水女子大学人間文化研究科 人文学専攻